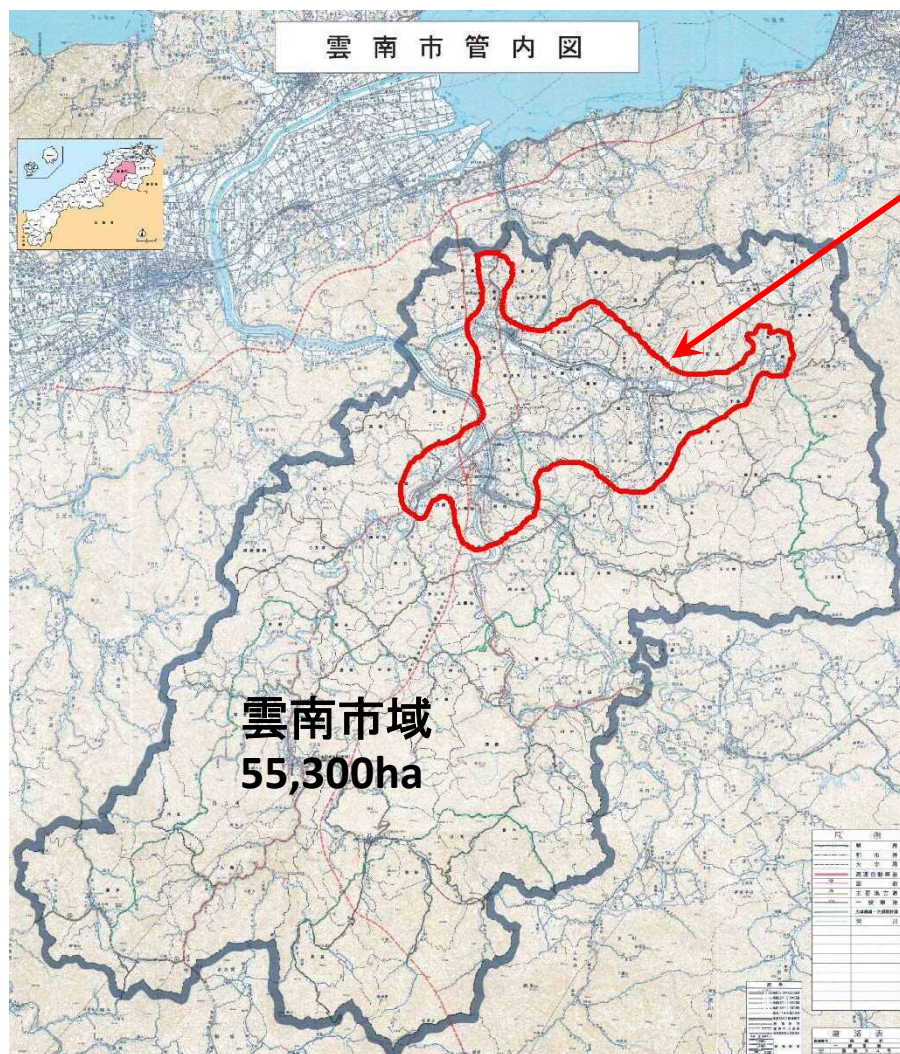


雲南市の都市計画について

概要説明

雲南市の都市計画概要について

■雲南都市計画区域



雲南都市計画区域

6,019ha

(市全体面積の約11%)

大東町、加茂町、木次町、
三刀屋町地内の市街地を囲む地域

【内訳】

大東町	3,013ha
加茂町	1,213ha
木次町	1,212ha
三刀屋町	581ha
合計	6,019ha

雲南市の都市計画概要について

■雲南市の都市計画区域の指定経過

【旧町各区域の当初指定年】

昭和26年 大東町都市計画区域指定(国決定)

昭和35年 木次町都市計画区域指定(国決定)

昭和39年 加茂町都市計画区域指定(国決定)

※昭和43年 都市計画法全面改正

昭和50年 三刀屋町都市計画区域指定(県決定)



平成16年11月 6町村合併

旧町での都市計画指定区域(大東町、加茂町、木次町、三刀屋町)

⇒平成21年4月1日 4つの都市計画区域を1つの区域に変更。

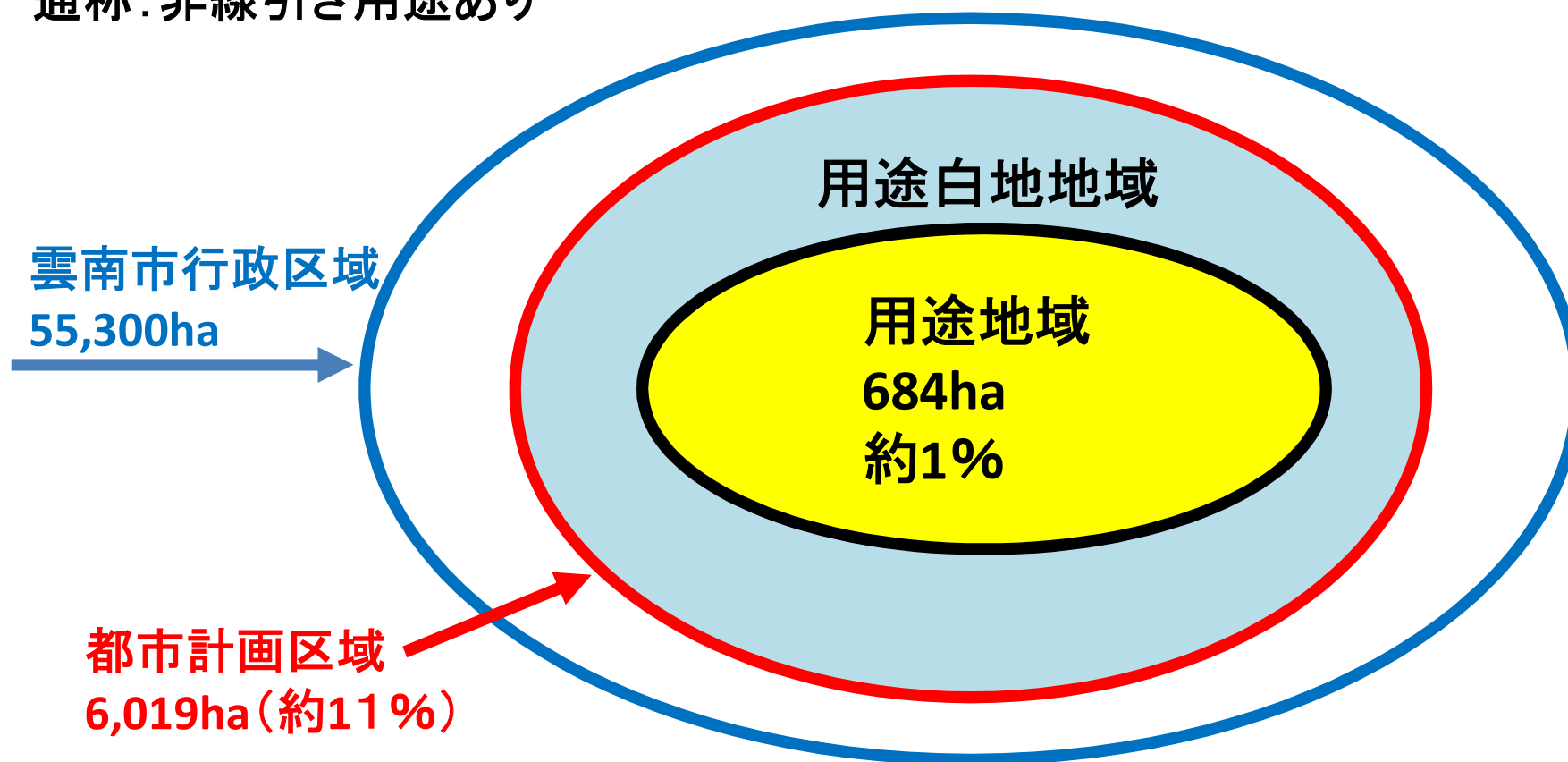
現在の都市計画区域指定に至っている。

(以降～用途地域、都市施設についても適宜見直され現在に至る。)

雲南市の都市計画概要について

■雲南市の都市計画区域のイメージ

市街化調整区域(市街化・開発を抑制する区域)が無く
用途地域指定のみある都市計画
通称:非線引き用途あり



雲南市の都市計画概要について

■雲南市で定められている都市計画の種類と決定状況 1

①都市計画マスタープラン(都市計画の骨組みを決める基本計画)

■都市計画区域の整備・開発及び保全の方針(都市全体のまちづくり計画)

雲南都市計画区域マスタープラン(島根県決定)

おおむね20年後の都市の姿を展望し、市町村の区域を越えた広域的な見地から、主要な都市計画の目標などを島根県が定めたもの。

■都市計画に関する基本的な方針(地域からのまちづくり計画)

雲南市都市計画マスタープラン(雲南市策定)

おおむね20年後の都市の姿を展望し雲南市が策定したもの。

住民の意見を反映させて、地区ごとの将来のあるべき姿、道路、公園等の公共施設の計画、地域における都市づくりの課題及びそれに対応した整備等の方針を具体的、かつ、きめ細かに定める。

【策定予定】

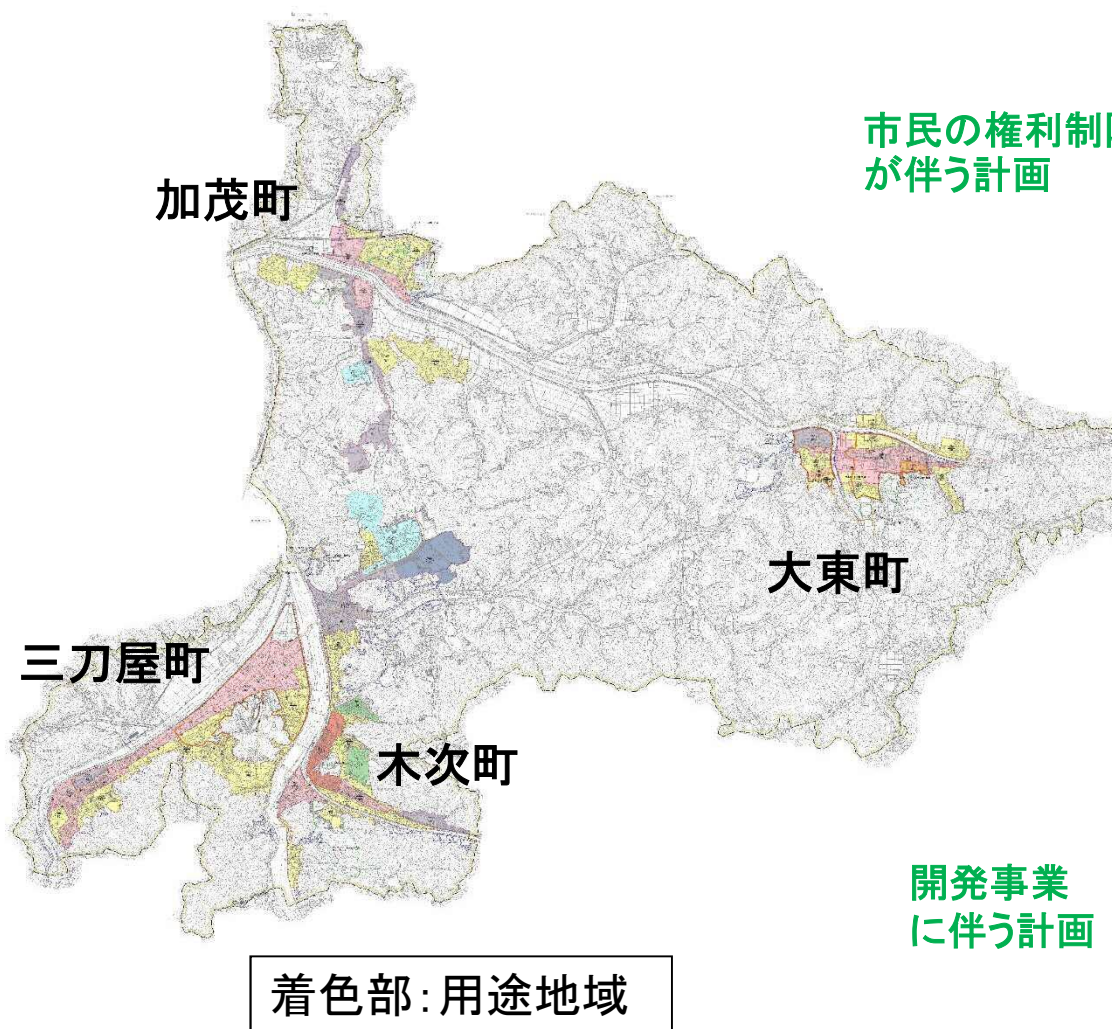
■雲南市立地適正化計画(雲南市策定)

マスタープランの一部としてみなされる性格のもの(都市再生特別措置法第82条)

時間をかけて緩やかに都市機能(医療・社会福祉・商業施設など)、居住地を指定区域内に誘導する計画。

雲南市の都市計画概要について

■雲南市で定められている都市計画の種類と決定状況 2



②土地利用に関する計画(用途地域)

- ・9種の用途指定地域
住居系、商業系、工業系
- ・特別用途地域
大規模集客施設制限地区

③都市施設に関する計画(都市施設)

- ・都市計画道路
幹線道路、区画道路 34路線
- ・都市計画公園
加茂中央公園、大東公園など
6つの都市計画公園
- ・公共下水道、都市下水路
汚水・雨水の処理区域、都市下水路
- ・ごみ処理施設
最終処分場、リサイクルプラザ

④市街地開発事業に関する計画

- ・土地区画整理事業
大木原土地区画整理事業
丸子山周辺土地区画整理事業

雲南市の都市計画概要について

■雲南市で定められている都市計画の種類と決定状況 3

